

第五十六号

徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部改正について

徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年二月二十三日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部を改正する条例

徳島県文化の森総合公園文化施設条例（平成二年徳島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第七条中第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 徳島県立図書館協議会、徳島県立博物館協議会、徳島県立近代美術館協議会及び徳島県立鳥居龍蔵記念博物館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから任命するものとする。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により図書館法及び博物館法の一部が改正されたことに伴い、徳島県立図書館協議会、徳島県立博物館協議会等の委員の任命の基準について条例で定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。